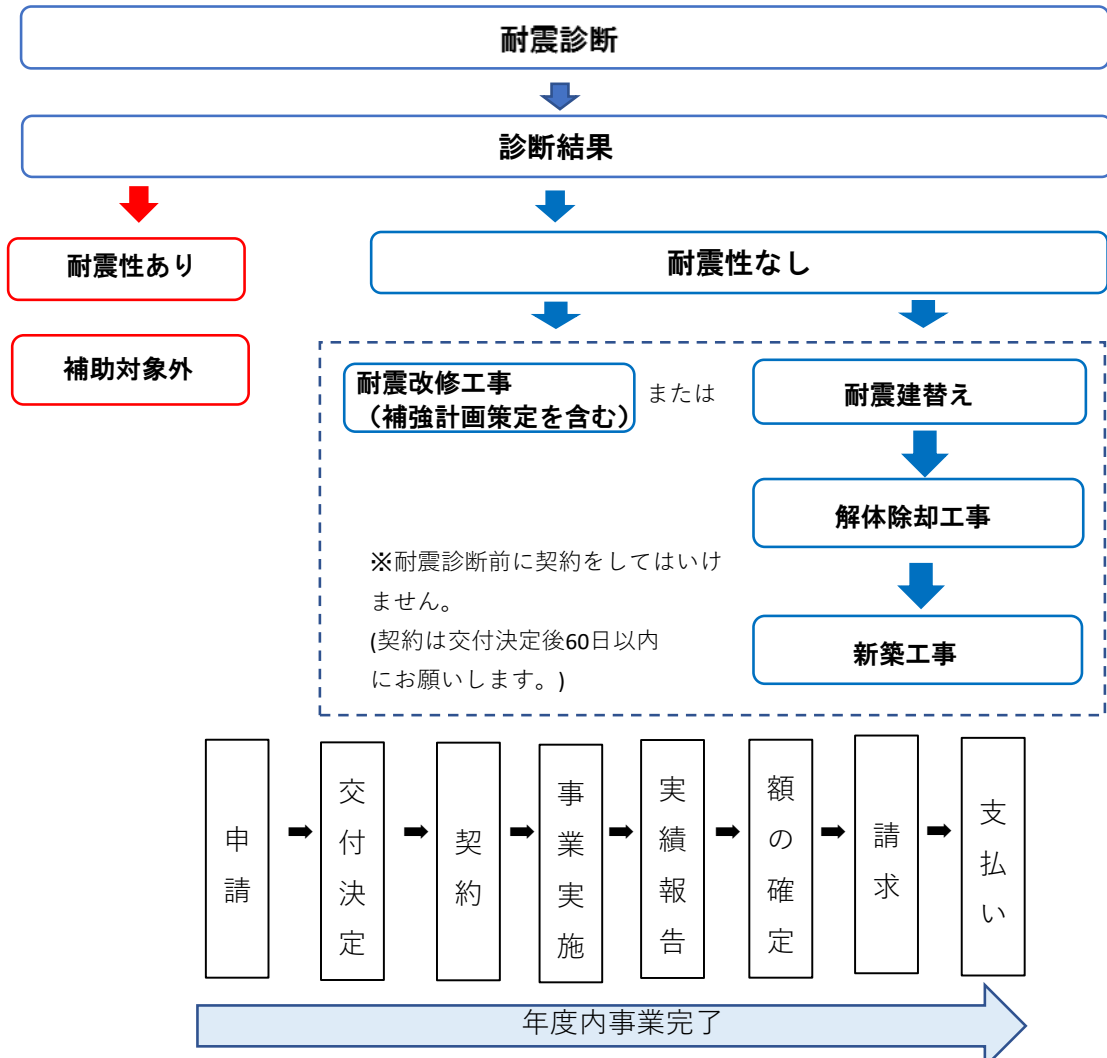


木造住宅耐震改修費補助制度

制度の概要

対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下一戸建て住宅 (併用住宅の場合は2分の1以上が居住の部分であること)・在来軸組工法により建築された賃貸を目的としない住宅・初めてこの補助金の補助対象となる住宅
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・住宅を所有する個人又は当該所有者の2親等以内の親族で当該耐震改修等事業に係る契約者となる者・初めてこの補助金を受ける者・国税・県税及び町税を滞納していない者
補助内容	100万円 耐震診断に基づき、上部構造評点の最小値が1.0以上にする耐震改修(補強計画策定を含む)または耐震建替えに要する費用の5分の4(上限100万円)を補助。 なお、栃木県産出材を10㎡以上使用にあたっては10万円の加算あり。
その他	交付決定前に契約をすると、補助の対象になりませんのでご注意ください。 その他諸条件がありますので、事前にご相談をお願いいたします。

手続きの流れ



※年度内完了が基本ですが、万一、工期が延長になる場合は、11月中にご相談ください。